

2021年 1 月 28日

日本公認会計士協会

会員に対する懲戒処分について

日本公認会計士協会は、会員に対して下記のとおり懲戒処分を行いましたので、会則に基づき公表いたします。

記

1. 関係会員の氏名等

山之内 章晃（登録番号第5936号、近畿会所属）	黒川 康正（登録番号第8125号、東京会所属）
遠藤 幸生（登録番号第8943号、東北会所属）	増澤 恒禎（登録番号第9280号、神奈川県会所属）
今村 正宗（登録番号第11743号、埼玉会所属）	井村 彰宏（登録番号第13738号、東京会所属）
北村 修治（登録番号第14465号、東京会所属）	赤木 謙介（登録番号第19019号、兵庫会所属）
新井 研一（登録番号第20728号、東京会所属）	福岡 正悟（登録番号第23335号、東京会所属）
高瀬 正行（登録番号第2988号、東京会所属）	前田 精二（登録番号第5843号、中国会所属）
武尾 亨（登録番号第7128号、東京会所属）	井上 益光（登録番号第7579号、近畿会所属）
清田 利道（登録番号第8088号、東京会所属）	赤井 則夫（登録番号第8469号、東京会所属）
野原 利昭（登録番号第10242号、東海会所属）	大平 三好（登録番号第10526号、東京会所属）
白井 直樹（登録番号第11243号、東京会所属）	室伏 伸哉（登録番号第11528号、東京会所属）
中村 仁（登録番号第12901号、埼玉会所属）	高原 ゆり子（登録番号第13330号、東京会所属）
新庄 彰（登録番号第14768号、東京会所属）	梶原 敬史（登録番号第15885号、神奈川県会所属）
多田 仁（登録番号第16098号、東京会所属）	小池 孝明（登録番号第16463号、神奈川県会所属）
小笠原 崇雅（登録番号第16663号、東京会所属）	村形 訓久（登録番号第18003号、東京会所属）
本荘 義行（登録番号第22942号、東京会所属）	中山 豊（登録番号第24159号、北海道会所属）
内田 賛（登録番号第28343号、東京会所属）	満石 知明（登録番号第28457号、東京会所属）
津崎 洋一（登録番号第16602号、北海道会所属）	水野 江平（登録番号第7508号、近畿会所属）
松下 智昭（登録番号第23166号、神奈川県会所属）	齋藤 一将（登録番号第14882号、近畿会所属）
藤井 佳久（登録番号第31864号、東京会所属）	西村 武規（登録番号第16443号、近畿会所属）
中島 隆司（登録番号第10399号、東京会所属）	藪 由照（登録番号第12896号、近畿会所属）
佐々木 宏（登録番号第16982号、東京会所属）	井手 庸二郎（登録番号第4392号、東京会所属）

2. 懲戒処分の種別

(1) 退会勧告及び金融庁長官の行う懲戒処分の請求

山之内 章晃（登録番号第5936号、近畿会所属）	黒川 康正（登録番号第8125号、東京会所属）
遠藤 幸生（登録番号第8943号、東北会所属）	増澤 恒禎（登録番号第9280号、神奈川県会所属）
今村 正宗（登録番号第11743号、埼玉会所属）	井村 彰宏（登録番号第13738号、東京会所属）
北村 修治（登録番号第14465号、東京会所属）	赤木 謙介（登録番号第19019号、兵庫会所属）
新井 研一（登録番号第20728号、東京会所属）	福岡 正悟（登録番号第23335号、東京会所属）
高瀬 正行（登録番号第2988号、東京会所属）	前田 精二（登録番号第5843号、中国会所属）
武尾 亨（登録番号第7128号、東京会所属）	井上 益光（登録番号第7579号、近畿会所属）
清田 利道（登録番号第8088号、東京会所属）	赤井 則夫（登録番号第8469号、東京会所属）
野原 利昭（登録番号第10242号、東海会所属）	大平 三好（登録番号第10526号、東京会所属）
白井 直樹（登録番号第11243号、東京会所属）	室伏 伸哉（登録番号第11528号、東京会所属）
中村 仁（登録番号第12901号、埼玉会所属）	高原 ゆり子（登録番号第13330号、東京会所属）
新庄 彰（登録番号第14768号、東京会所属）	梶原 敬史（登録番号第15885号、神奈川県会所属）

多田 仁（登録番号第16098号、東京会所属）
小笠原 崇雅（登録番号第16663号、東京会所属）
本庄 義行（登録番号第22942号、東京会所属）
内田 賛（登録番号第28343号、東京会所属）
津崎 洋一（登録番号第16602号、北海道会所属）
松下 智昭（登録番号第23166号、神奈川県会所属）
藤井 佳久（登録番号第31864号、東京会所属）

小池 孝明（登録番号第16463号、神奈川県会所属）
村形 訓久（登録番号第18003号、東京会所属）
中山 豊（登録番号第24159号、北海道会所属）
満石 知明（登録番号第28457号、東京会所属）
水野 江平（登録番号第7508号、近畿会所属）
齋藤 一将（登録番号第14882号、近畿会所属）
西村 武規（登録番号第1643号、近畿会所属）

(2) 退会勧告

中島 隆司（登録番号第10399号、東京会所属）
佐々木 宏（登録番号第16982号、東京会所属）

藪 由照（登録番号第12896号、近畿会所属）
井手 庸二郎（登録番号第4392号、東京会所属）

3. 懲戒処分 の理由

関係会員は、2016年度と2017年度に引き続き、2018年度において継続的専門研修制度の必要な単位数の履修及び報告をせず、会員が会則第128条第1項の規定による指示を受けて当該指示に従わず、当該指示に係る研修の翌事業年度の研修についても同項に規定する義務不履行となったことから、会則第67条（会員及び準会員の懲戒）第1項第6号に該当すると認められるため。

4. 懲戒処分の効力が生じた年月日

2021年1月28日

以 上

※ 「退会勧告」とは、会員及び準会員の義務違反に対し、協会からの退会を勧告する懲戒処分であり、当該会員又は準会員が退会するまでその効力を有します。（会則67条第5項に基づき、「会則によって会員に与えられた権利の停止」を併科）

なお、会則第69条第4項に基づき、退会勧告の事由となった事実が第67条第1項第5号から第8号までに該当する場合において、当該事実の改善が図られたことが確認されたときは、協会会長は、退会勧告の効力をその確認された時までとすることができます。

※ 「会則によって会員に与えられた権利の停止」とは、本会の会員としての権利を制限するものであり、監査業務を始めとした公認会計士業務を制限するものではありません。